

青梅市災害対策基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市災害対策基金を効率的に運用し、青梅市内で発生する災害に備えるため、毎年度積立てができるように改めるほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市災害対策基金条例の一部を改正する条例

青梅市災害対策基金条例（昭和 4 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市内」を「青梅市内」に、「あてる」を「充てる」に改める。

第 2 条の見出し中「基金の額」を「積立て」に改め、同条中「基金の額は、次のとおりとする」を「基金として積み立てる額は、毎年度一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める」に改め、同条各号を削る。

第 4 条中「一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第 5 条中「市長」を「青梅市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する目的の達成に必要な資金に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。